

# 月形町立学校における 働き方改革行動計画

月形町教育委員会

平成30年7月



## 1 行動計画の性格

- 本行動計画は町内のすべての学校が働き方改革を進めるため、教育委員会が策定し、学校の取組を促すものである。
- 本行動計画については、今後の国の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直すものである。

## 2 取組の方向性

- これまでの働き方を見直し教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで自らの専門性や人間性を磨き、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質の向上を図るという働き方改革の目指す理念を共有しながら取組を実行する。
- 学校における働き方改革は、学校はもとより、国、地方公共団体、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要である。

## 3 教育委員会の役割

- 教育委員会は、月形町立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施するとともに、学校等の取組を行うために支援する。
- 教育委員会は、時間外勤務等の縮減に係る各学校の取組について適切に把握するとともに、その進行管理や指導・助言を行う。

## 4 学校の役割

- 校長は、時間外勤務等の縮減に向け、日頃から教職員の勤務状況や校務の進捗状況を把握し、教職員の健康管理、校務分掌の見直しによる業務の推進体制の改善等を図る。
- 校長は、勤務時間を意識した教職員の働き方を進め、意識改革を促進する。

## 5 行動計画の期間

平成30年度から平成32年度の3年間とする。

## 6 行動計画が目指す目標

本計画に掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、目標を次のとおり設定し、早期実現を図る。

- (1) 1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を小・中学校でゼロにする。
- (2) 教職員の時間外勤務等の縮減及び休暇取得促進等に関する方針に基づく部活動休養日をすべての部活動で実施する。
- (3) 変形労働時間制を各学校で活用する。
- (4) 定時退勤日を各学校で月2回以上実施する。
- (5) 学校閉庁日を各学校で年間9日以上実施する。

## 7 推進体制

教育長を座長とする教育次長、学務係長、社会教育係長で組織する「働き方改革推進チーム」を設置する。

## 8 取組の検証

教育委員会及び学校は、北海道教育委員会が提供する検証結果により学校現場における取組の進捗状況を把握し、改善に活用する。

## 9 具体的な取組内容

教育委員会及び学校は、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行う。

### (1) 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

#### ■ 学校課題に応じた専門スタッフ等の配置

各学校の課題に応じて町単独で非常勤講師やALT（外国語指導助手）、スクールカウンセラーを継続して配置するとともに、引き続き北海道教育委員会へ非常勤講師の派遣を要望する。

#### ■ ICTや校務支援システムの活用促進

校務用パソコンを活用した情報の共有化や業務の効率化を図る。また、校務支援システムの活用促進に取り組み、校務に要する時間の縮減や事務負担の軽減を図る。

## ■地域との協働による学校を応援・支援する体制づくり

地域でどのような子どもを育てるのか、何を実現するのかという目標やビジョンを明確にし、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの学びや成長を支える。

## (2) 部活動に係る負担の軽減

### ■部活動の休養日等の設定

部活動の休養日等を次のとおり実施する。

#### ① 休養日

毎週1日以上は休養日を実施する。(年間52日以上)

月に1日以上は土曜日、日曜日、又は祝日に休養日を実施する。(年間12日以上)

※ 休養日に大会への出場又は練習試合等がある場合は、他の日に振り替える。

#### ② 活動時間

平日は2～3時間程度

土曜日、日曜日、祝日及び長期休業中は半日程度

## (3) 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

### ■ワークライフバランスを意識した働き方の推進

教職員がワークライフバランスの視点を積極的に取り入れる意識改革が図られるよう、月2回以上の「定時退勤日」、及び年2回以上の「時間外勤務縮減強調週間」を設け、教職員の意識啓発の徹底を図る。

### ■長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

教職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため「教職員の時間外勤務縮減及び休暇取得促進等に関する方針」に基づき長期休業期間中における「学校閉庁日」を次のとおり実施する。

① 夏季休業期間 8月15日前後の特定の3日間

② 冬季休業期間 年末年始の休日を含む6日間以上

なお、サービス上の取扱い等については次のとおりとする。

- ・ 年末年始を除き、勤務を要する日であるため、年次有給休暇や特別休

暇の取得、週休日の振替等により対応する。

- ・ ただし、年次有給休暇等の取得は任意であり、希望しない職員に取得を強要することがないように留意する。
- ・ 年次有給休暇等の希望をしない職員が出勤する場合、玄関の解錠、施錠は出勤する職員が行うこととし、そのために管理職員が出勤することがないようにする。

#### ■勤務時間を客観的に把握する仕組みの構築

勤務時間の管理については、厚生労働省から「勤務時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に示されていることから、服務監督権者である教育委員会は具体的な方法を検討し、勤務時間等を客観的に把握する仕組みを構築する。

#### ■保護者や地域住民への理解促進

各学校においては、保護者や地域住民等への説明責任を果たしその理解と協力を得るために、業務改善や教員の働き方改革について学校評価に明確に位置付ける。

### (4) 教育委員会による学校サポート体制の充実

#### ■調査業務等の見直し

教職員の事務の負担を軽減するため、学校を対象とした調査について精選や見直しを行うとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう取り組む。

#### ■勤務時間に関する制度の有効活用

4週の間内での変形労働時間制、週休日の振替に係る勤務時間スライド・振替期間の特例、週休日における3時間45分の割振りの変更など職員の勤務時間に係る制度が有効に活用されるよう、学校への指導・助言を行う。

#### ■メンタルヘルス対策の推進

教職員のメンタルヘルス対策を推進するため、1年に1回のストレスチェックを実施するとともに、相談体制の充実を図る。

#### ■学校行事の精選・見直し

各学校に対し文部科学省が提示する予定の取組事例を参考とするなどして、学校行事の精選や見直しの取組を推進するよう促す。

# 月形町立学校における働き方改革行動計画

平成30年 7月 5日 作成

平成30年12月 1日 一部変更